

監 第 1 5 - 2 号
平成 20 年 5 月 19 日

請求人 様

京都市監査委員 高 橋 泰一朗
同 井 上 教 子
同 江 草 哲 史
同 出 口 康 雄

京都市職員措置請求について（通知）

平成 20 年 4 月 17 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく京都市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

1 請求の要旨

本件請求に係る請求書及び事実証明書並びに平成 20 年 5 月 1 日付け補正書によると、本件請求は、京都市（以下「市」という。）が平成 7 年度から同 13 年度までの間に支出した A に係る保育所運営費（児童福祉法第 51 条第 4 号。以下「運営費」という。）及び補助金について、①運営費のうち 8,395,250 円が不正な申請により市から違法又は不当に支出されていること、②運営費及び補助金のうち 3,793,601 円が職員及び入所児童の保護者から徴収した金銭を充てるべき使途に使用されていること並びに③運営費及び補助金のうち 1,162,852 円がその他の不明朗な使途のために使用されていることによって、市が①の支出並びに②及び③の使用に係る額（総額 13,351,703 円）の運営費及び補助金の返還請求権（以下、上記①の事由に係る運営費の返還請求権を「本件運営費返還請求権①」と、上記②及び③の事由に係る運営費の返還請求権を「本件運営費返還請求権②」と、上記②及び③の事由に係る補助金の返還請求権を「本件補助金返還請求権」という。）を取得しているとし、当該返還請求権の不行使をもって、財産の管理を怠る事実とするものである。

2 本件請求のうち本件運営費返還請求権①の不行使に係る部分について

(1) 財務会計上の怠る事実に係る住民監査請求のうち、財務会計行為が違法、無効であることにより発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の

管理を怠る事実とする住民監査請求については、当該財務会計行為があった日又は終わった日を基準として法第 242 条第 2 項が適用される（最高裁昭和 62 年 2 月 20 日判決）。

本件運営費返還請求権①は、平成 7 年度、同 9 年度、同 11 年度及び同 12 年度の運営費の支出という財務会計行為が違法、無効であることによって発生する実体法上の請求権に当たるから、その不行使をもって財産の管理を怠る事実とする本件請求については、財務会計行為である上記各年度における運営費の支出負担行為があった日を基準として、法第 242 条第 2 項が適用されることとなる。

- (2) そして、上記の各支出の年度から少なくとも 7 年以上が経過した平成 20 年 4 月 17 日に提出された本件請求については、財務会計行為があった日から 1 年を経過した後に提出されていることが明らかである。
- (3) そこで、この点について、請求人に対し、法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由を示すよう補正を求めたところ、請求人から、次の内容の補正がされた。
 - ア 正当理由の判断には、次のことが問われる。
 - (ア) 普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て当該行為を知ることができたかどうか。
 - (イ) 当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうか。
 - イ 上記ア(ア)については、請求人 B を除く請求人は、本件の事実を平成 20 年 3 月 4 日及び同月 5 日付け新聞報道により初めて知ることができた。
 - ウ 上記ア(イ)については、知ることができてから相当な期間内に監査請求をしている。
- (4) 請求人が本件運営費返還請求権①に関連する事実関係を初めて知ったと主張する平成 20 年 3 月 4 日及び同月 5 日付けの新聞報道では、上記 1 の②に関連すると思われる事実関係が報じられているものの、本件運営費返還請求権①の存在や、その基礎となる上記 1 の①に関連する事実関係には全く触れられていない。本件運営費返還請求権①と、本件請求の対象とされている他の請求権とでは、基礎となる事実関係が明らかに異なるのであるから、本件運営費返還請求権①とは関係のない上記新聞報道を引用する請求人の主張は、本件運営費返還請求権①の不行使に係る事実の存在又は内容を知ることができなかつたこと及びそれを知ることができた時について主張するものと見ることはできず、上記(2)の期間の徒過について、法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由を主張したものと認められない。
- (5) したがって、本件請求のうち本件運営費返還請求権①の不行使に係る部

分については、請求の対象とする運営費の支出があった日から1年を経過した後に本件請求を提出したことについて、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められず、同項の規定に適合しているとは認められない。

3 本件請求のうち本件運営費返還請求権②の不行使に係る部分について

- (1) 住民監査請求をする際には、監査を求めている根拠として一定の事実があることを示す書面を提出する必要がある（法第242条第1項）。これは、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで監査を請求することの弊害を防止する趣旨によるものである。

財産の管理を怠る事実に係る住民監査請求を行う場合においては、普通地方公共団体において当該財産を保有していることが前提となるから、特定の債権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とする住民監査請求を行う場合は、請求人において、普通地方公共団体が何らかの法的根拠によって行使可能な債権を取得していることを摘示し、その事実を証する書面を提出する必要がある。

- (2) 本件請求に係る請求書及び事実証明書の記載によると、請求人は、市から交付された運営費が特定の用途に充てられた旨を主張するものの、市の損害の発生及び本件運営費返還請求権②の発生については、何ら根拠を示していない。
- (3) そこで、請求人に対し、本件運営費返還請求権②の発生の根拠を摘示するよう補正を求めたところ、請求人からは、運営費には国庫負担金が交付されているとの理由から補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が適用され、同法に基づき、運営費の返還請求は当然に行い得るとする内容の補正がされた。
- (4) 請求人が主張する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は、国が国以外の者に対して交付する補助金等の予算の執行に関する基本的事項を定めるものであって（同法第1条）、普通地方公共団体が交付する運営費の返還請求権が成立するかどうかとは無関係の法律である。請求人は、運営費に国庫負担金が交付されているとして、市が同法に基づき運営費の返還請求を当然に行い得る旨を主張するが、明らかに無関係の法律を根拠として摘示しても、本件運営費返還請求権②の発生の根拠を摘示したものと認められない。
- (5) したがって、本件請求のうち本件運営費返還請求権②の不行使に係る部分については、請求の前提となる当該権利が存在するとの主張について、専ら請求人の主観又は憶測に基づくものといわざるを得ず、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。

- 4 本件請求のうち本件補助金返還請求権の不行使に係る部分について
- (1) 住民監査請求においては、対象とする財務会計行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し（最高裁平成2年6月5日判決）、特定の債権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とする住民監査請求の場合には、当該債権を他の債権から区別して特定認識できる程度に個別的、具体的に摘示することを要する。
 - (2) 本件請求に係る請求書及び事実証明書の記載によると、請求人は、市から交付された運営費等が特定の用途に充てられた旨を主張するものの、当該運営費等に運営費以外のどのような市の交付金が含まれるのかが特定されておらず、市が運営費の返還請求権以外にどのような債権を取得しているとするのかも明らかでない。
 - (3) そこで、請求人に対し、運営費以外の交付金の支出の事実及び市の債権の発生の根拠を摘示するよう補正を求めたところ、請求人から、次の内容の補正がされた。
 - ア 「運営費等」とは、運営費及び補助金のことである。
 - イ 支出の事実は、Aの各年の収支決算書により分かる。
 - ウ 児童福祉法第56条の3において、補助金の交付条件に違反するなどした場合の補助金の返還について定められているが、保育所には補助金が交付されているから、補助金の返還請求は当然に行い得る。
 - (4) 請求人は、本件補助金返還請求権の基礎となる事実について、「保育所には補助金が交付されている」とするのみで、市による補助金の支出の事実を具体的に特定せず、したがって請求人が指摘するような用途に特定の補助金が充当された事実も主張していない。このような主張からでは、請求人が主張する本件補助金返還請求権について、他の債権から区別して特定認識できる程度に個別的、具体的に摘示されていると認めることはできないし、当該債権の発生基礎となる事実関係についても具体的に摘示されているとは認められない。
 - (5) したがって、本件請求のうち本件補助金返還請求権の不行使に係る部分については、請求の対象の特定を欠き、及び当該権利の発生根拠についても事実の摘示及び事実証明書の提出を欠くものであるから、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。
- 5 以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項及び第2項の規定に適合しているとは認められない。